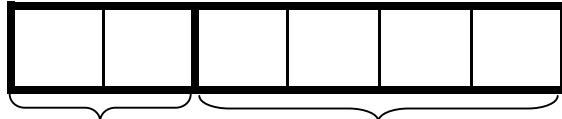


障害児施設給付費単位数サービスコード (平成19年4月施行版)

1	知的障害児施設給付サービスコード表	…	1
2	第一種自閉症児施設給付サービスコード表	…	4
3	第二種自閉症児施設給付サービスコード表	…	5
4	知的障害児通園施設給付サービスコード表	…	7
5	盲児施設給付サービスコード表	…	9
6	ろうあ児施設給付サービスコード表	…	13
7	難聴幼児通園施設給付サービスコード表	…	17
8	肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表	…	19
9	肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表	…	20
10	肢体不自由児療護施設給付サービスコード表	…	21
11	肢体不自由児通園施設給付サービスコード表	…	22
12	指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表	…	23
13	重症心身障害児施設給付サービスコード表	…	24
14	指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表	…	25

障害児施設給付費単位数サービスコードについて

サービスコードの構成：



サービス種類コード サービス項目コード

サービス種類・サービス種類コード：

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
知的障害児	1 1	サービス種類 毎に付番
第一種自閉症児	1 2	
第二種自閉症児	1 3	
知的障害児通園	2 1	
盲児	3 1	
ろうあ児	3 2	
難聴幼児通園	3 3	
肢体不自由児(入所)	4 1	
肢体不自由児(通所)	4 2	
肢体不自由児療護	4 3	
肢体不自由児通園	4 4	
医療機関(肢体不自由児)	4 5	
重心障害児	5 1	
医療機関(重心障害児)	5 2	

サービス内容略称：

障害児施設給付費単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

1 知的障害児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数			
種類	項目							
11	1111	知的障害児施設の場合	(1)定員5人以上10人未満	(一)当該施設が単独施設	667 単位	667	1日につき	
11	1112	知的障害児1単独・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644		
11	1121	知的障害児2併設	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	440 単位	440		
11	1122	知的障害児2併設・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	425		
11	1123	知的障害児2単独		(二)当該施設が主たる施設	1,258 単位	1,258		
11	1124	知的障害児2単独・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	1,214		
11	1125	知的障害児3併設		(三)当該施設が単独施設	667 単位	667		
11	1126	知的障害児3併設・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644		
11	1131	知的障害児3併設	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	443 単位	443		
11	1132	知的障害児3併設・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	427		
11	1133	知的障害児3単独		(二)当該施設が主たる施設	850 単位	850		
11	1134	知的障害児3単独・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	820		
11	1135	知的障害児4併設		(三)当該施設が単独施設	667 単位	667		
11	1136	知的障害児4併設・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644		
11	1141	知的障害児4	(4)定員21人以上30人以下		667 単位	667		
11	1142	知的障害児4・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	644		
11	1151	知的障害児5	(5)定員31人以上40人以下		606 単位	606		
11	1152	知的障害児5・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	585		
11	1161	知的障害児6	(6)定員41人以上50人以下		544 単位	544		
11	1162	知的障害児6・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	525		
11	1171	知的障害児7	(7)定員51人以上60人以下		527 単位	527		
11	1172	知的障害児7・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	509		
11	1181	知的障害児8	(8)定員61人以上70人以下		509 単位	509		
11	1182	知的障害児8・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	491		
11	1191	知的障害児9	(9)定員71人以上80人以下		491 単位	491		
11	1192	知的障害児9・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	474		
11	1201	知的障害児10	(10)定員81人以上90人以下		473 単位	473		
11	1202	知的障害児10・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	456		
11	1211	知的障害児11	(11)定員91人以上100人以下		454 単位	454		
11	1212	知的障害児11・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	438		
11	1221	知的障害児12	(12)定員101人以上110人以下		452 単位	452		
11	1222	知的障害児12・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	436		
11	1231	知的障害児13	(13)定員111人以上120人以下		451 単位	451		
11	1232	知的障害児13・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	435		
11	1241	知的障害児14	(14)定員121人以上130人以下		449 単位	449		
11	1242	知的障害児14・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	433		
11	1251	知的障害児15	(15)定員131人以上140人以下		447 単位	447		
11	1252	知的障害児15・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	431		
11	1261	知的障害児16	(16)定員141人以上150人以下		445 単位	445		
11	1262	知的障害児16・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	429		
11	1271	知的障害児17	(17)定員151人以上160人以下		441 単位	441		
11	1272	知的障害児17・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	426		
11	1281	知的障害児18	(18)定員161人以上170人以下		438 単位	438		
11	1282	知的障害児18・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	423		
11	1291	知的障害児19	(19)定員171人以上180人以下		435 単位	435		
11	1292	知的障害児19・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	420		
11	1301	知的障害児20	(20)定員181人以上190人以下		432 単位	432		
11	1302	知的障害児20・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	417		
11	1311	知的障害児21	(21)定員191人以上		429 単位	429		
11	1312	知的障害児21・地公体		地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	414		
11	5030	知的障害児児童指導員加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	(1)定員10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	172 単位加算		172
11	5031	知的障害児児童指導員加算1単独			(二)当該施設が単独施設	57 単位加算		57
11	5032	知的障害児児童指導員加算2併設		(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	86 単位加算		86
11	5033	知的障害児児童指導員加算2単独			(二)当該施設が単独施設	57 単位加算		57
11	5034	知的障害児児童指導員加算3		(3)定員21人以上30人以下		57 単位加算		57
11	5050	知的障害児職業指導員加算1併設	職業指導員を配置している場合	(1)10人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	148 単位加算		148
11	5051	知的障害児職業指導員加算1単独			(二)当該施設が単独施設	49 単位加算		49
11	5052	知的障害児職業指導員加算2併設		(2)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設	73 単位加算	73	
11	5053	知的障害児職業指導員加算2単独			(二)当該施設が単独施設	49 単位加算	49	
11	5054	知的障害児職業指導員加算3		(3)定員21人以上30人以下		49 単位加算	49	
11	5055	知的障害児職業指導員加算4		(4)定員31人以上40人以下		39 単位加算	39	
11	5056	知的障害児職業指導員加算5		(5)定員41人以上50人以下		29 単位加算	29	
11	5057	知的障害児職業指導員加算6		(6)定員51人以上60人以下		26 単位加算	26	
11	5058	知的障害児職業指導員加算7		(7)定員61人以上70人以下		23 単位加算	23	
11	5059	知的障害児職業指導員加算8		(8)定員71人以上80人以下		20 単位加算	20	
11	5060	知的障害児職業指導員加算9		(9)定員81人以上90人以下		17 単位加算	17	
11	5061	知的障害児職業指導員加算10		(10)定員91人以上100人以下		14 単位加算	14	
11	5062	知的障害児職業指導員加算11		(11)定員101人以上110人以下		13 単位加算	13	
11	5063	知的障害児職業指導員加算12		(12)定員111人以上120人以下		12 単位加算	12	
11	5064	知的障害児職業指導員加算13		(13)定員121人以上130人以下		11 単位加算	11	
11	5065	知的障害児職業指導員加算14		(14)定員131人以上140人以下		10 単位加算	10	
11	5066	知的障害児職業指導員加算15		(15)定員141人以上150人以下		9 単位加算	9	
11	5067	知的障害児職業指導員加算16		(16)定員151人以上160人以下		9 単位加算	9	
11	5068	知的障害児職業指導員加算17		(17)定員161人以上170人以下		9 単位加算	9	
11	5069	知的障害児職業指導員加算18		(18)定員171人以上180人以下		8 単位加算	8	
11	5070	知的障害児職業指導員加算19	(19)定員181人以上190人以下		8 単位加算	8		
11	5071	知的障害児職業指導員加算20	(20)定員191人以上		8 単位加算	8		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
11 5100	知障児重度障害児加算	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算()	165 単位加算	165
11 5101	知障児重度障害児加算		ロ 重度知的障害児支援加算()	198 単位加算	198
11 5110	知障児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111
11 5120	知障児強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	781
11 5380	知障児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に 限り、1 月に12 日を限度 として所 定単位数 に代えて 算定)	イ 8日目まで (1)定員60人以下	320 単位	320
11 5381	知障児入院外泊時加算2		(2)定員61人以上90人以下	288 単位	288
11 5382	知障児入院外泊時加算3		(3)定員91人以上	252 単位	252
11 5383	知障児入院外泊時加算4				243
11 5384	知障児入院外泊時加算5				160
11 5385	知障児入院外泊時加算6				144
11 5386	知障児入院外泊時加算7				139
11 5387	知障児入院外泊時加算8				126
11 5388	知障児入院外泊時加算9				122
11 5389	知障児入院外泊時加算10				122
11 5390	知障児入院外泊時加算11				126
11 5391	知障児入院外泊時加算12				122
11 5020	知障児自活訓練加算	自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337
11 5021	知障児自活訓練加算		ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448
11 5340	知障児入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561
11 5341	知障児入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122
11 5130	知障児栄養管理体制加算 1	栄養管理 体制加算	イ 栄養管理体制加算() (1)定員41人以上50人以下	24 単位加算	24
11 5131	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20
11 5132	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17
11 5133	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15
11 5134	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13
11 5135	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12
11 5136	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
11 5137	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10
11 5138	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9
11 5139	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8
11 5140	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8
11 5141	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7
11 5142	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7
11 5143	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
11 5144	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6
11 5145	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	6 単位加算	6
11 5200	知障児栄養管理体制加算 1		ロ 栄養管理体制加算() (1)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22
11 5201	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18
11 5202	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
11 5203	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
11 5204	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12
11 5205	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11
11 5206	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
11 5207	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
11 5208	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
11 5209	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
11 5210	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7
11 5211	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6
11 5212	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6
11 5213	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
11 5214	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5
11 5215	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	5 単位加算	5
11 5250	知障児栄養管理体制加算 1		ハ 栄養管理体制加算() (1)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12
11 5251	知障児栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10
11 5252	知障児栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8
11 5253	知障児栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7
11 5254	知障児栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6
11 5255	知障児栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6
11 5256	知障児栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5
11 5257	知障児栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5
11 5258	知障児栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4
11 5259	知障児栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4
11 5260	知障児栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4
11 5261	知障児栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3
11 5262	知障児栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3
11 5263	知障児栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3
11 5264	知障児栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3
11 5265	知障児栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	3 単位加算	3
11 5990	知障児激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	
11 9990	知障児激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						1日につき		
11	8111	知障児1単独・定超	イ 指定 知的障害 児施設の場合	(1)定員 5人以上 10人未満	(一)当該施設が単独施設		467		
11	8112	知障児1単独・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451	
11	8121	知障児2併設・定超		(2)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	440 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	308
11	8122	知障児2併設・地公体・定超			1,258 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	298	
11	8123	知障児2本体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	881	
11	8124	知障児2本体・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	850	
11	8125	知障児2単独・定超		(3)定員 11人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	443 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	467
11	8126	知障児2単独・地公体・定超			850 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451	
11	8131	知障児3併設・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	310	
11	8132	知障児3併設・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	299	
11	8133	知障児3本体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	595	
11	8134	知障児3本体・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	574	
11	8135	知障児3単独・定超		(4)定員21人以上30人以下		667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	467
11	8136	知障児3単独・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451	
11	8141	知障児4・定超		(5)定員31人以上40人以下		606 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	467
11	8142	知障児4・地公体・定超			667 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	451	
11	8151	知障児5・定超		(6)定員41人以上50人以下		544 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	424
11	8152	知障児5・地公体・定超			527 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	410	
11	8161	知障児6・定超		(7)定員51人以上60人以下		509 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	381
11	8162	知障児6・地公体・定超			491 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	368	
11	8171	知障児7・定超		(8)定員61人以上70人以下		473 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	369
11	8172	知障児7・地公体・定超		454 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	356		
11	8181	知障児8・定超	(9)定員71人以上80人以下		452 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	356	
11	8182	知障児8・地公体・定超		451 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	344		
11	8191	知障児9・定超	(10)定員81人以上90人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	344	
11	8192	知障児9・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	332		
11	8201	知障児10・定超	(11)定員91人以上100人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	331	
11	8202	知障児10・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	319		
11	8211	知障児11・定超	(12)定員101人以上110人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	318	
11	8212	知障児11・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	307		
11	8221	知障児12・定超	(13)定員111人以上120人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	316	
11	8222	知障児12・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305		
11	8231	知障児13・定超	(14)定員121人以上130人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	316	
11	8232	知障児13・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305		
11	8241	知障児14・定超	(15)定員131人以上140人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	314	
11	8242	知障児14・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	303		
11	8251	知障児15・定超	(16)定員141人以上150人以下		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	313	
11	8252	知障児15・地公体・定超		447 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	302		
11	8261	知障児16・定超	(17)定員151人以上160人以下		441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	312	
11	8262	知障児16・地公体・定超		441 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	300		
11	8271	知障児17・定超	(18)定員161人以上170人以下		438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	309	
11	8272	知障児17・地公体・定超		438 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	298		
11	8281	知障児18・定超	(19)定員171人以上180人以下		435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	307	
11	8282	知障児18・地公体・定超		435 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	296		
11	8291	知障児19・定超	(20)定員181人以上190人以下		432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	305	
11	8292	知障児19・地公体・定超		432 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	294		
11	8301	知障児20・定超	(21)定員191人以上		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	302	
11	8302	知障児20・地公体・定超		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	292		
11	8311	知障児21・定超		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	300		
11	8312	知障児21・地公体・定超		429 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児施設の場合	× 96.5%	290		

2 第一種自閉症児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
12	1111	第一種	□ 指定第一種自閉症児施設の場合		309	1日につき	
12	1112	第一種・地公体	309 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5%	298		
12	5100	第一種重度知的障害児加算	重度知的障害児支援加算	イ 重度知的障害児支援加算()	165 単位加算		165
12	5101	第一種重度知的障害児加算		ロ 重度知的障害児支援加算()	198 単位加算		198
12	5110	第一種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
12	5020	第一種自活訓練加算	自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算		337
12	5021	第一種自活訓練加算		ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算		448
12	5990	第一種激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
12	9990	第一種激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
12	8111	第一種・定超	□ 指定第一種自閉症児施設の場合		216	1日につき
12	8112	第一種・地公体・定超	309 単位	地方公共団体が設置する指定第一種自閉症児施設の場合 × 96.5% を超える場合 × 70%	209	

3 第二種自閉症児施設付サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
13 1111	第二種1	八指第二種自閉症児施設の場合	(1)定員40人以下	662 単位	662 1日につき
13 1112	第二種1・地公体		(2)定員41人以上50人以下	635 単位	639
13 1121	第二種2		(3)定員51人以上60人以下	635 単位	613
13 1122	第二種2・地公体		(4)定員61人以上70人以下	609 単位	609
13 1131	第二種3		(5)定員71人以上80人以下	609 単位	588
13 1132	第二種3・地公体		(6)定員81人以上90人以下	582 単位	582
13 1141	第二種4		(7)定員91人以上100人以下	582 単位	562
13 1142	第二種4・地公体		(8)定員101人以上110人以下	555 単位	562
13 1151	第二種5		(9)定員111人以上120人以下	555 単位	555
13 1152	第二種5・地公体		(10)定員121人以上130人以下	555 単位	536
13 5030	第二種児童指導員加算	児童指導員又は保育士を配置している場合	(1)定員30人以下	57 単位加算	57
13 5050	第二種職業指導員加算1	職業指導員を配置している場合	(2)定員31人以上40人以下	49 単位加算	49
13 5051	第二種職業指導員加算2		(3)定員41人以上50人以下	39 単位加算	39
13 5052	第二種職業指導員加算3		(4)定員51人以上60人以下	29 単位加算	29
13 5053	第二種職業指導員加算4		(5)定員61人以上70人以下	26 単位加算	26
13 5054	第二種職業指導員加算5		(6)定員71人以上80人以下	23 単位加算	23
13 5055	第二種職業指導員加算6		(7)定員81人以上90人以下	20 単位加算	20
13 5056	第二種職業指導員加算7		(8)定員91人以上100人以下	17 単位加算	17
13 5057	第二種職業指導員加算8		(9)定員101人以上110人以下	14 単位加算	14
13 5058	第二種職業指導員加算9		(10)定員111人以上120人以下	13 単位加算	13
13 5059	第二種職業指導員加算10		(11)定員121人以上130人以下	12 単位加算	12
13 5060	第二種職業指導員加算11		(12)定員131人以上140人以下	11 単位加算	11
13 5061	第二種職業指導員加算12		(13)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10
13 5062	第二種職業指導員加算13		(14)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
13 5063	第二種職業指導員加算14		(15)定員161人以上170人以下	9 単位加算	9
13 5064	第二種職業指導員加算15		(16)定員171人以上180人以下	9 単位加算	9
13 5065	第二種職業指導員加算16		(17)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8
13 5066	第二種職業指導員加算17		(18)定員191人以上	8 単位加算	8
13 5067	第二種職業指導員加算18			8 単位加算	8
13 5100	第二種重度知的障害児加算	重度知的障害児加算	重度知的障害児加算()	165 単位加算	165
13 5101	第二種重度知的障害児加算		重度知的障害児加算()	198 単位加算	198
13 5110	第二種重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算	111
13 5120	第二種強度行動障害児特別支援加算	強度行動障害児特別支援加算		781 単位加算	781
13 5380	第二種入院外泊時加算1	入院・外泊時加算(3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目で(1)定員60人以下	320 単位	320
13 5381	第二種入院外泊時加算2		(2)定員61人以上90人以下	288 単位	309
13 5382	第二種入院外泊時加算3		(3)定員91人以上	252 単位	288
13 5383	第二種入院外泊時加算4		(1)定員60人以下	160 単位	278
13 5384	第二種入院外泊時加算5		(2)定員61人以上90人以下	144 単位	252
13 5385	第二種入院外泊時加算6		(3)定員91人以上	126 単位	243
13 5386	第二種入院外泊時加算7			126 単位	160
13 5387	第二種入院外泊時加算8			126 単位	154
13 5388	第二種入院外泊時加算9			126 単位	144
13 5389	第二種入院外泊時加算10			126 単位	139
13 5390	第二種入院外泊時加算11			126 単位	126
13 5391	第二種入院外泊時加算12			126 単位	122
13 5020	第二種自活訓練加算	自活訓練加算	イ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	337 単位加算	337
13 5021	第二種自活訓練加算		ロ 自活訓練加算() (当該障害児1人につき180日を限度)	448 単位加算	448
13 5340	第二種入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	ロ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561
13 5341	第二種入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122
13 5130	第二種栄養管理体制加算1	栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	24 単位加算	24
13 5131	第二種栄養管理体制加算2		(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算	20
13 5132	第二種栄養管理体制加算3		(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算	17
13 5133	第二種栄養管理体制加算4		(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算	15
13 5134	第二種栄養管理体制加算5		(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算	13
13 5135	第二種栄養管理体制加算6		(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算	12
13 5136	第二種栄養管理体制加算7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
13 5137	第二種栄養管理体制加算8		(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算	10
13 5138	第二種栄養管理体制加算9		(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算	9
13 5139	第二種栄養管理体制加算10		(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算	8
13 5140	第二種栄養管理体制加算11		(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算	8
13 5141	第二種栄養管理体制加算12		(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算	7
13 5142	第二種栄養管理体制加算13		(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算	7
13 5143	第二種栄養管理体制加算14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
13 5144	第二種栄養管理体制加算15		(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算	6
13 5145	第二種栄養管理体制加算16		(16)定員191人以上	6 単位加算	6
13 5200	第二種栄養管理体制加算1	ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	22 単位加算	22
13 5201	第二種栄養管理体制加算2		(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18
13 5202	第二種栄養管理体制加算3		(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
13 5203	第二種栄養管理体制加算4		(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
13 5204	第二種栄養管理体制加算5		(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12
13 5205	第二種栄養管理体制加算6		(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11
13 5206	第二種栄養管理体制加算7		(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
13 5207	第二種栄養管理体制加算8		(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
13 5208	第二種栄養管理体制加算9		(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
13 5209	第二種栄養管理体制加算10		(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
13 5210	第二種栄養管理体制加算11		(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算	7
13 5211	第二種栄養管理体制加算12		(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算	6
13 5212	第二種栄養管理体制加算13		(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算	6
13 5213	第二種栄養管理体制加算14		(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	6
13 5214	第二種栄養管理体制加算15		(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算	5
13 5215	第二種栄養管理体制加算16		(16)定員191人以上	5 単位加算	5
13 5250	第二種栄養管理体制加算1	ハ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	12 単位加算	12
13 5251	第二種栄養管理体制加算2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10
13 5252	第二種栄養管理体制加算3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8
13 5253	第二種栄養管理体制加算4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7
13 5254	第二種栄養管理体制加算5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6
13 5255	第二種栄養管理体制加算6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6
13 5256	第二種栄養管理体制加算7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5
13 5257	第二種栄養管理体制加算8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5
13 5258	第二種栄養管理体制加算9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4
13 5259	第二種栄養管理体制加算10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4
13 5260	第二種栄養管理体制加算11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4
13 5261	第二種栄養管理体制加算12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3
13 5262	第二種栄養管理体制加算13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3
13 5263	第二種栄養管理体制加算14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3
13 5264	第二種栄養管理体制加算15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3
13 5265	第二種栄養管理体制加算16		(16)定員191人以上	3 単位加算	3
13 5990	第二種激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	
13 9990	第二種激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算	

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
13	8111	第二種1・定超	八 指定 第二種自 閉症児施 設の場合	(1)定員40人以下		利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合	463	1日につき	
13	8112	第二種1・地公体・定超		662 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		447
13	8121	第二種2・定超		(2)定員41人以上50人以下					445
13	8122	第二種2・地公体・定超		635 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		429
13	8131	第二種3・定超		(3)定員51人以上60人以下					426
13	8132	第二種3・地公体・定超		609 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		412
13	8141	第二種4・定超		(4)定員61人以上70人以下					407
13	8142	第二種4・地公体・定超		582 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		393
13	8151	第二種5・定超		(5)定員71人以上					389
13	8152	第二種5・地公体・定超		555 単位	地方公共団体が設置する指定第二種自閉症児施設の場合		× 96.5%		375

4 知的障害児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
21 1111	知障児通園1	知的障害児の場合	(1)定員30人以下	634	1日につき
21 1112	知障児通園1・地公体		634 単位	× 96.5%	612
21 1121	知障児通園2		(2)定員31人以上40人以下	581	581
21 1122	知障児通園2・地公体		581 単位	× 96.5%	561
21 1131	知障児通園3		(3)定員41人以上50人以下	526	526
21 1132	知障児通園3・地公体		526 単位	× 96.5%	508
21 1141	知障児通園4		(4)定員51人以上60人以下	475	475
21 1142	知障児通園4・地公体		475 単位	× 96.5%	458
21 1151	知障児通園5		(5)定員61人以上70人以下	456	456
21 1152	知障児通園5・地公体		456 単位	× 96.5%	440
21 1161	知障児通園6		(6)定員71人以上80人以下	437	437
21 1162	知障児通園6・地公体		437 単位	× 96.5%	422
21 1171	知障児通園7		(7)定員81人以上	417	417
21 1172	知障児通園7・地公体		417 単位	× 96.5%	402
21 1211	知障児通園8	肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下	634	634
21 1212	知障児通園8・地公体		634 単位	× 96.5%	612
21 1221	知障児通園9		(2)定員31人以上40人以下	581	581
21 1222	知障児通園9・地公体		581 単位	× 96.5%	561
21 1231	知障児通園10		(3)定員41人以上50人以下	526	526
21 1232	知障児通園10・地公体		526 単位	× 96.5%	508
21 1241	知障児通園11		(4)定員51人以上60人以下	475	475
21 1242	知障児通園11・地公体		475 単位	× 96.5%	458
21 1251	知障児通園12		(5)定員61人以上70人以下	456	456
21 1252	知障児通園12・地公体		456 単位	× 96.5%	440
21 1261	知障児通園13		(6)定員71人以上80人以下	437	437
21 1262	知障児通園13・地公体		437 単位	× 96.5%	422
21 1271	知障児通園14		(7)定員81人以上	417	417
21 1272	知障児通園14・地公体		417 単位	× 96.5%	402
21 1311	知障児通園15	養護幼児の場合	(1)定員30人以下	975	975
21 1312	知障児通園15・地公体		975 単位	× 96.5%	941
21 1321	知障児通園16		(2)定員31人以上40人以下	896	896
21 1322	知障児通園16・地公体		896 単位	× 96.5%	865
21 1331	知障児通園17		(3)定員41人以上	817	817
21 1332	知障児通園17・地公体		817 単位	× 96.5%	788
21 5300	知障児通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)		253 単位加算	253
21 5350	知障児通園家庭連携加算1	家庭連携加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187
21 5351	知障児通園家庭連携加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280
21 5360	知障児通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187
21 5361	知障児通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280
21 5310	知障児通園食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算()	42 単位加算	42
21 5311	知障児通園食事提供加算		ロ 食事提供加算()	58 単位加算	58
21 5370	知障児通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150
21 5130	知障児通園栄養管理体制加算 1	栄養管理 体制加算	イ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	30 単位加算
21 5131	知障児通園栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25
21 5132	知障児通園栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21
21 5133	知障児通園栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19
21 5134	知障児通園栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16
21 5135	知障児通園栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15
21 5136	知障児通園栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13
21 5137	知障児通園栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12
21 5138	知障児通園栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11
21 5139	知障児通園栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10
21 5140	知障児通園栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10
21 5141	知障児通園栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9
21 5142	知障児通園栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8
21 5143	知障児通園栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8
21 5144	知障児通園栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8
21 5145	知障児通園栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	7 単位加算	7
21 5200	知障児通園栄養管理体制加算 1	ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16
21 5201	知障児通園栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13
21 5202	知障児通園栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11
21 5203	知障児通園栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10
21 5204	知障児通園栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9
21 5205	知障児通園栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8
21 5206	知障児通園栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7
21 5207	知障児通園栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6
21 5208	知障児通園栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6
21 5209	知障児通園栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5
21 5210	知障児通園栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5
21 5211	知障児通園栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5
21 5212	知障児通園栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4
21 5213	知障児通園栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4
21 5214	知障児通園栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4
21 5215	知障児通園栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	4 単位加算	4
21 5990	知障児通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	単位加算
21 9990	知障児通園激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算	単位加算

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
21	8111	知障害通園1・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444
21	8112	知障害通園1・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	428
21	8121	知障害通園2・定超		(2)定員31人以上40人以下		407
21	8122	知障害通園2・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	393
21	8131	知障害通園3・定超		(3)定員41人以上50人以下		368
21	8132	知障害通園3・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	356
21	8141	知障害通園4・定超		(4)定員51人以上60人以下		333
21	8142	知障害通園4・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	321
21	8151	知障害通園5・定超		(5)定員61人以上70人以下		319
21	8152	知障害通園5・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	308
21	8161	知障害通園6・定超		(6)定員71人以上80人以下		306
21	8162	知障害通園6・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	295
21	8171	知障害通園7・定超		(7)定員81人以上		292
21	8172	知障害通園7・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	281
21	8211	知障害通園8・定超	肢体不自由児の場合	(1)定員30人以下		444
21	8212	知障害通園8・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	428
21	8221	知障害通園9・定超		(2)定員31人以上40人以下		407
21	8222	知障害通園9・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	393
21	8231	知障害通園10・定超		(3)定員41人以上50人以下		368
21	8232	知障害通園10・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	356
21	8241	知障害通園11・定超		(4)定員51人以上60人以下		333
21	8242	知障害通園11・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	321
21	8251	知障害通園12・定超		(5)定員61人以上70人以下		319
21	8252	知障害通園12・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	308
21	8261	知障害通園13・定超		(6)定員71人以上80人以下		306
21	8262	知障害通園13・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	295
21	8271	知障害通園14・定超		(7)定員81人以上		292
21	8272	知障害通園14・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	281
21	8311	知障害通園15・定超	養護幼児の場合	(1)定員30人以下		683
21	8312	知障害通園15・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	659
21	8321	知障害通園16・定超		(2)定員31人以上40人以下		627
21	8322	知障害通園16・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	606
21	8331	知障害通園17・定超		(3)定員41人以上		572
21	8332	知障害通園17・地公体・定超		817 単位	地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合 × 96.5%	552

5 盲児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
31	1111	盲児1併設	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位	534	1日につき	
31	1112	盲児1併設・地公体		地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	515		
31	1113	盲児1単独		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1114	盲児1単独・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1121	盲児2併設		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1122	盲児2併設・地公体		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1123	盲児2単独		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1124	盲児2単独・地公体		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1131	盲児3併設		(二)当該施設が単独施設		606		
31	1132	盲児3併設・地公体		606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		585
31	1133	盲児3本体		(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		407
31	1134	盲児3本体・地公体		(二)当該施設が単独施設		1,250		
31	1135	盲児3単独		1,250 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%		1,206
31	1136	盲児3単独・地公体		(三)当該施設が単独施設		606		
31	1141	盲児4併設	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1142	盲児4併設・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 378 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	378		
31	1143	盲児4本体	(二)当該施設が主たる施設		930			
31	1144	盲児4本体・地公体	930 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	897		
31	1145	盲児4単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1146	盲児4単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1151	盲児5併設	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	363		
31	1152	盲児5併設・地公体	(二)当該施設が主たる施設		777			
31	1153	盲児5本体	777 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	750		
31	1154	盲児5本体・地公体	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1155	盲児5単独	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1156	盲児5単独・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 351 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	351		
31	1161	盲児6併設	(二)当該施設が主たる施設		720			
31	1162	盲児6併設・地公体	720 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	695		
31	1163	盲児6本体	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1164	盲児6本体・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1165	盲児6単独	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 333 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	333		
31	1166	盲児6単独・地公体	(二)当該施設が主たる施設		606			
31	1171	盲児7併設	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1172	盲児7併設・地公体	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 333 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	321		
31	1173	盲児7本体	(二)当該施設が主たる施設		606			
31	1174	盲児7本体・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1175	盲児7単独	(三)当該施設が単独施設		606			
31	1176	盲児7単独・地公体	606 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	585		
31	1181	盲児8本体	(一)当該施設が主たる施設		543			
31	1182	盲児8本体・地公体	543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524		
31	1183	盲児8単独	(二)当該施設が単独施設		543			
31	1184	盲児8単独・地公体	543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	524		
31	1191	盲児9本体	(一)当該施設が主たる施設		480			
31	1192	盲児9本体・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463		
31	1193	盲児9単独	(二)当該施設が単独施設		480			
31	1194	盲児9単独・地公体	480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	463		
31	1201	盲児10本体	(一)当該施設が主たる施設		466			
31	1202	盲児10本体・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		
31	1203	盲児10単独	(二)当該施設が単独施設		466			
31	1204	盲児10単独・地公体	466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	450		
31	1211	盲児11本体	(一)当該施設が主たる施設		451			
31	1212	盲児11本体・地公体	451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435		
31	1213	盲児11単独	(二)当該施設が単独施設		451			
31	1214	盲児11単独・地公体	451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	435		
31	1221	盲児12本体	(一)当該施設が主たる施設		436			
31	1222	盲児12本体・地公体	436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421		
31	1223	盲児12単独	(二)当該施設が単独施設		436			
31	1224	盲児12単独・地公体	436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	421		
31	1231	盲児13本体	(一)当該施設が主たる施設		421			
31	1232	盲児13本体・地公体	421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406		
31	1233	盲児13単独	(二)当該施設が単独施設		421			
31	1234	盲児13単独・地公体	421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	406		
31	1241	盲児14本体	(一)当該施設が主たる施設		405			
31	1242	盲児14本体・地公体	405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		
31	1243	盲児14単独	(二)当該施設が単独施設		405			
31	1244	盲児14単独・地公体	405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	× 96.5%	391		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
31	5030	盲児児童指導員加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 344 単位加算	344		
31	5031	盲児児童指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5032	盲児児童指導員加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算	172		
31	5033	盲児児童指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5034	盲児児童指導員加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 114 単位加算	114		
31	5035	盲児児童指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5036	盲児児童指導員加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算	86		
31	5037	盲児児童指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5038	盲児児童指導員加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 68 単位加算	68		
31	5039	盲児児童指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5040	盲児児童指導員加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算	57		
31	5041	盲児児童指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
31	5042	盲児児童指導員加算7併設		ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設 45 単位加算	45		
31	5043	盲児児童指導員加算7単独			(2)当該施設が単独施設 45 単位加算	45		
31	5050	盲児職業指導員加算1併設		職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 296 単位加算	296	
31	5051	盲児職業指導員加算1単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
31	5052	盲児職業指導員加算2併設			ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算	148	
31	5053	盲児職業指導員加算2単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
31	5054	盲児職業指導員加算3併設			ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 98 単位加算	98	
31	5055	盲児職業指導員加算3単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
31	5056	盲児職業指導員加算4併設	ニ 定員16人以上20人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算	73		
31	5057	盲児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
31	5058	盲児職業指導員加算5併設	ホ 定員21人以上25人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 59 単位加算	59		
31	5059	盲児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
31	5060	盲児職業指導員加算6併設	ヘ 定員26人以上30人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算	49		
31	5061	盲児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
31	5062	盲児職業指導員加算7	ト 定員31人以上40人以下		39 単位加算	39		
31	5063	盲児職業指導員加算8	チ 定員41人以上50人以下		29 単位加算	29		
31	5064	盲児職業指導員加算9	リ 定員51人以上60人以下		26 単位加算	26		
31	5065	盲児職業指導員加算10	ヌ 定員61人以上70人以下		23 単位加算	23		
31	5066	盲児職業指導員加算11	ル 定員71人以上80人以下		20 単位加算	20		
31	5067	盲児職業指導員加算12	ヲ 定員81人以上90人以下		17 単位加算	17		
31	5068	盲児職業指導員加算13	ワ 定員91人以上100人以下		14 単位加算	14		
31	5069	盲児職業指導員加算14	カ 定員100人以上110人以下		13 単位加算	13		
31	5070	盲児職業指導員加算15	キ 定員111人以上120人以下		12 単位加算	12		
31	5071	盲児職業指導員加算16	ク 定員121人以上130人以下		11 単位加算	11		
31	5072	盲児職業指導員加算17	ケ 定員131人以上140人以下		10 単位加算	10		
31	5073	盲児職業指導員加算18	コ 定員141人以上150人以下		9 単位加算	9		
31	5074	盲児職業指導員加算19	サ 定員151人以上160人以下		9 単位加算	9		
31	5075	盲児職業指導員加算20	ネ 定員161人以上170人以下		9 単位加算	9		
31	5076	盲児職業指導員加算21	タ 定員171人以上180人以下		8 単位加算	8		
31	5077	盲児職業指導員加算22	テ 定員181人以上190人以下		8 単位加算	8		
31	5078	盲児職業指導員加算23	ト 定員191人以上		8 単位加算	8		
31	5320	盲児重度盲ろうあ児支援加算	重度盲ろうあ児支援加算		イ 重度盲ろうあ児支援加算() 158 単位加算	158		
31	5321	盲児重度盲ろうあ児支援加算	重度盲ろうあ児支援加算	ロ 重度盲ろうあ児支援加算() 189 単位加算	189			
31	5110	盲児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	111 単位加算	111			
31	5300	盲児幼児加算	幼児加算	78 単位加算	78			
31	5380	盲児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下	320		
31	5381	盲児入院外泊時加算2			320 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	309	
31	5382	盲児入院外泊時加算3			(2)定員61人以上90人以下	288	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	278
31	5383	盲児入院外泊時加算4			288 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	252	
31	5384	盲児入院外泊時加算5			(3)定員91人以上	252	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	243
31	5385	盲児入院外泊時加算6			252 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	160	
31	5386	盲児入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下	160		
31	5387	盲児入院外泊時加算8			160 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	154	
31	5388	盲児入院外泊時加算9			(2)定員61人以上90人以下	144	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	139
31	5389	盲児入院外泊時加算10			144 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	126	
31	5390	盲児入院外泊時加算11			(3)定員91人以上	126	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	122
31	5391	盲児入院外泊時加算12			126 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合 × 96.5%	122	

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
31 5340	盲児入院時特別支援加算 1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561 月1回限度				
31 5341	盲児入院時特別支援加算 2		ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122				
31 5130	盲児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下	24 単位加算	1日につき			
31 5131	盲児栄養管理体制加算 2			(二)定員51人以上60人以下	20 単位加算		20		
31 5132	盲児栄養管理体制加算 3			(三)定員61人以上70人以下	17 単位加算		17		
31 5133	盲児栄養管理体制加算 4			(四)定員71人以上80人以下	15 単位加算		15		
31 5134	盲児栄養管理体制加算 5			(五)定員81人以上90人以下	13 単位加算		13		
31 5135	盲児栄養管理体制加算 6			(六)定員91人以上100人以下	12 単位加算		12		
31 5136	盲児栄養管理体制加算 7			(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算		10		
31 5137	盲児栄養管理体制加算 8			(八)定員111人以上120人以下	10 単位加算		10		
31 5138	盲児栄養管理体制加算 9			(九)定員121人以上130人以下	9 単位加算		9		
31 5139	盲児栄養管理体制加算 10			(十)定員131人以上140人以下	8 単位加算		8		
31 5140	盲児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	8 単位加算		8		
31 5141	盲児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	7 単位加算		7		
31 5142	盲児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	7 単位加算		7		
31 5143	盲児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算		6		
31 5144	盲児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	6 単位加算		6		
31 5145	盲児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	6 単位加算		6		
31 5200	盲児栄養管理体制加算 1			(2)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下		22 単位加算	22	
31 5201	盲児栄養管理体制加算 2						(二)定員51人以上60人以下	18 単位加算	18
31 5202	盲児栄養管理体制加算 3						(三)定員61人以上70人以下	15 単位加算	15
31 5203	盲児栄養管理体制加算 4						(四)定員71人以上80人以下	13 単位加算	13
31 5204	盲児栄養管理体制加算 5						(五)定員81人以上90人以下	12 単位加算	12
31 5205	盲児栄養管理体制加算 6						(六)定員91人以上100人以下	11 単位加算	11
31 5206	盲児栄養管理体制加算 7						(七)定員101人以上110人以下	10 単位加算	10
31 5207	盲児栄養管理体制加算 8						(八)定員111人以上120人以下	9 単位加算	9
31 5208	盲児栄養管理体制加算 9						(九)定員121人以上130人以下	8 単位加算	8
31 5209	盲児栄養管理体制加算 10						(十)定員131人以上140人以下	7 単位加算	7
31 5210	盲児栄養管理体制加算 11	(十一)定員141人以上150人以下	7 単位加算			7			
31 5211	盲児栄養管理体制加算 12	(十二)定員151人以上160人以下	6 単位加算			6			
31 5212	盲児栄養管理体制加算 13	(十三)定員161人以上170人以下	6 単位加算			6			
31 5213	盲児栄養管理体制加算 14	(十四)定員171人以上180人以下	6 単位加算			6			
31 5214	盲児栄養管理体制加算 15	(十五)定員181人以上190人以下	5 単位加算			5			
31 5215	盲児栄養管理体制加算 16	(十六)定員191人以上	5 単位加算			5			
31 5250	盲児栄養管理体制加算 1	(3)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下			12 単位加算	12		
31 5251	盲児栄養管理体制加算 2					(二)定員51人以上60人以下	10 単位加算	10	
31 5252	盲児栄養管理体制加算 3					(三)定員61人以上70人以下	8 単位加算	8	
31 5253	盲児栄養管理体制加算 4					(四)定員71人以上80人以下	7 単位加算	7	
31 5254	盲児栄養管理体制加算 5					(五)定員81人以上90人以下	6 単位加算	6	
31 5255	盲児栄養管理体制加算 6					(六)定員91人以上100人以下	6 単位加算	6	
31 5256	盲児栄養管理体制加算 7					(七)定員101人以上110人以下	5 単位加算	5	
31 5257	盲児栄養管理体制加算 8					(八)定員111人以上120人以下	5 単位加算	5	
31 5258	盲児栄養管理体制加算 9					(九)定員121人以上130人以下	4 単位加算	4	
31 5259	盲児栄養管理体制加算 10					(十)定員131人以上140人以下	4 単位加算	4	
31 5260	盲児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	4 単位加算	4			
31 5261	盲児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	3 単位加算	3			
31 5262	盲児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	3 単位加算	3			
31 5263	盲児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	3 単位加算	3			
31 5264	盲児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	3 単位加算	3			
31 5265	盲児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	3 単位加算	3			
31 5990	盲児栄養変緩和加算	激変緩和加算		単位加算					
31 9990	盲児栄養変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算					

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
31	8111	盲児1併設・定超	イ 指定 盲児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	374	1日につき
31	8112	盲児1併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	361	
31	8113	盲児1単独・定超					424	
31	8114	盲児1単独・地公体・定超					410	
31	8121	盲児2併設・定超		(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	295	
31	8122	盲児2併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	285	
31	8123	盲児2単独・定超					424	
31	8124	盲児2単独・地公体・定超					410	
31	8131	盲児3併設・定超		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 422 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	295	
31	8132	盲児3併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 1,250 単位	× 96.5%	285	
31	8133	盲児3単独・定超					875	
31	8134	盲児3単独・地公体・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	844	
31	8135	盲児3単独・定超					424	
31	8136	盲児3単独・地公体・定超					410	
31	8141	盲児4併設・定超		(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 378 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	265	
31	8142	盲児4併設・地公体・定超			(二)当該施設が単独施設 930 単位	× 96.5%	256	
31	8143	盲児4単独・定超					651	
31	8144	盲児4単独・地公体・定超			(三)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	628	
31	8145	盲児4単独・定超					424	
31	8146	盲児4単独・地公体・定超					410	
31	8151	盲児5併設・定超	(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 363 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	254		
31	8152	盲児5併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 777 単位	× 96.5%	245		
31	8153	盲児5単独・定超				544		
31	8154	盲児5単独・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	525		
31	8155	盲児5単独・定超				424		
31	8156	盲児5単独・地公体・定超				410		
31	8161	盲児6併設・定超	(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 351 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	246		
31	8162	盲児6併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 720 単位	× 96.5%	237		
31	8163	盲児6単独・定超				504		
31	8164	盲児6単独・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	487		
31	8165	盲児6単独・定超				424		
31	8166	盲児6単独・地公体・定超				410		
31	8171	盲児7併設・定超	(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 333 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	233		
31	8172	盲児7併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	225		
31	8173	盲児7単独・定超				424		
31	8174	盲児7単独・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設 606 単位	× 96.5%	410		
31	8175	盲児7単独・定超				424		
31	8176	盲児7単独・地公体・定超				410		
31	8181	盲児8併設・定超	(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設 543 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	380		
31	8182	盲児8併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 543 単位	× 96.5%	367		
31	8183	盲児8単独・定超				380		
31	8184	盲児8単独・地公体・定超				367		
31	8191	盲児9併設・定超	(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設 480 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	336		
31	8192	盲児9併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 480 単位	× 96.5%	324		
31	8193	盲児9単独・定超				336		
31	8194	盲児9単独・地公体・定超				324		
31	8201	盲児10併設・定超	(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設 466 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	326		
31	8202	盲児10併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 466 単位	× 96.5%	315		
31	8203	盲児10単独・定超				326		
31	8204	盲児10単独・地公体・定超				315		
31	8211	盲児11併設・定超	(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設 451 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	316		
31	8212	盲児11併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 451 単位	× 96.5%	305		
31	8213	盲児11単独・定超				316		
31	8214	盲児11単独・地公体・定超				305		
31	8221	盲児12併設・定超	(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設 436 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	295		
31	8222	盲児12併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 436 単位	× 96.5%	285		
31	8223	盲児12単独・定超				305		
31	8224	盲児12単独・地公体・定超				295		
31	8231	盲児13併設・定超	(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設 421 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	295		
31	8232	盲児13併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 421 単位	× 96.5%	284		
31	8233	盲児13単独・定超				295		
31	8234	盲児13単独・地公体・定超				284		
31	8241	盲児14併設・定超	(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設 405 単位	地方公共団体が設置する指定盲児施設の場合	284		
31	8242	盲児14併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設 405 単位	× 96.5%	274		
31	8243	盲児14単独・定超				284		
31	8244	盲児14単独・地公体・定超				274		

6 ろうあ児施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
		種類	項目				
32	1111 ろうあ児1併設	ロ 指定する ろうあ児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設	534 単位	534	1日につき
32	1112 ろうあ児1併設・地公体			× 96.5%	515		
32	1113 ろうあ児1単独				602		
32	1114 ろうあ児1単独・地公体			× 96.5%	581		
32	1121 ろうあ児2併設				442		
32	1122 ろうあ児2併設・地公体			× 96.5%	427		
32	1123 ろうあ児2単独				602		
32	1124 ろうあ児2単独・地公体			× 96.5%	581		
32	1131 ろうあ児3併設				442		
32	1132 ろうあ児3併設・地公体			× 96.5%	427		
32	1133 ろうあ児3本体				1,240		
32	1134 ろうあ児3本体・地公体			× 96.5%	1,197		
32	1135 ろうあ児3単独				602		
32	1136 ろうあ児3単独・地公体			× 96.5%	581		
32	1141 ろうあ児4併設				379		
32	1142 ろうあ児4併設・地公体			× 96.5%	366		
32	1143 ろうあ児4本体				923		
32	1144 ろうあ児4本体・地公体			× 96.5%	891		
32	1145 ろうあ児4単独				602		
32	1146 ろうあ児4単独・地公体			× 96.5%	581		
32	1151 ろうあ児5併設				366		
32	1152 ろうあ児5併設・地公体			× 96.5%	353		
32	1153 ろうあ児5本体				775		
32	1154 ろうあ児5本体・地公体			× 96.5%	748		
32	1155 ろうあ児5単独				602		
32	1156 ろうあ児5単独・地公体			× 96.5%	581		
32	1161 ろうあ児6併設				348		
32	1162 ろうあ児6併設・地公体			× 96.5%	336		
32	1163 ろうあ児6本体		675				
32	1164 ろうあ児6本体・地公体	× 96.5%	651				
32	1165 ろうあ児6単独		602				
32	1166 ろうあ児6単独・地公体	× 96.5%	581				
32	1171 ろうあ児7併設		336				
32	1172 ろうあ児7併設・地公体	× 96.5%	324				
32	1173 ろうあ児7本体		602				
32	1174 ろうあ児7本体・地公体	× 96.5%	581				
32	1175 ろうあ児7単独		602				
32	1176 ろうあ児7単独・地公体	× 96.5%	581				
32	1181 ろうあ児8本体		540				
32	1182 ろうあ児8本体・地公体	× 96.5%	521				
32	1183 ろうあ児8単独		540				
32	1184 ろうあ児8単独・地公体	× 96.5%	521				
32	1191 ろうあ児9本体		477				
32	1192 ろうあ児9本体・地公体	× 96.5%	460				
32	1193 ろうあ児9単独		477				
32	1194 ろうあ児9単独・地公体	× 96.5%	460				
32	1201 ろうあ児10本体		463				
32	1202 ろうあ児10本体・地公体	× 96.5%	447				
32	1203 ろうあ児10単独		463				
32	1204 ろうあ児10単独・地公体	× 96.5%	447				
32	1211 ろうあ児11本体		449				
32	1212 ろうあ児11本体・地公体	× 96.5%	433				
32	1213 ろうあ児11単独		449				
32	1214 ろうあ児11単独・地公体	× 96.5%	433				
32	1221 ろうあ児12本体		434				
32	1222 ろうあ児12本体・地公体	× 96.5%	419				
32	1223 ろうあ児12単独		434				
32	1224 ろうあ児12単独・地公体	× 96.5%	419				
32	1231 ろうあ児13本体		419				
32	1232 ろうあ児13本体・地公体	× 96.5%	404				
32	1233 ろうあ児13単独		419				
32	1234 ろうあ児13単独・地公体	× 96.5%	404				
32	1241 ろうあ児14本体		404				
32	1242 ろうあ児14本体・地公体	× 96.5%	390				
32	1243 ろうあ児14単独		404				
32	1244 ろうあ児14単独・地公体	× 96.5%	390				

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
32 5030	ろうあ児児童指導員加算1併設	児童指導員又は保育士を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 344 単位加算	344		
32 5031	ろうあ児児童指導員加算1単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5032	ろうあ児児童指導員加算2併設		ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 172 単位加算	172		
32 5033	ろうあ児児童指導員加算2単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5034	ろうあ児児童指導員加算3併設		ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 114 単位加算	114		
32 5035	ろうあ児児童指導員加算3単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5036	ろうあ児児童指導員加算4併設		ニ 定員16人以上20人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 86 単位加算	86		
32 5037	ろうあ児児童指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5038	ろうあ児児童指導員加算5併設		ホ 定員21人以上25人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 68 単位加算	68		
32 5039	ろうあ児児童指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5040	ろうあ児児童指導員加算6併設		ヘ 定員26人以上30人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 57 単位加算	57		
32 5041	ろうあ児児童指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 57 単位加算	57		
32 5042	ろうあ児児童指導員加算7併設		ト 定員31人以上35人以下	(1)当該施設が主たる施設 45 単位加算	45		
32 5043	ろうあ児児童指導員加算7単独			(2)当該施設が単独施設 45 単位加算	45		
32 5050	ろうあ児職業指導員加算1併設		職業指導員を配置している場合	イ 定員5人以下	(1)当該施設に併設する施設が主たる施設 296 単位加算	296	
32 5051	ろうあ児職業指導員加算1単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
32 5052	ろうあ児職業指導員加算2併設			ロ 定員6人以上10人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 148 単位加算	148	
32 5053	ろうあ児職業指導員加算2単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
32 5054	ろうあ児職業指導員加算3併設			ハ 定員11人以上15人以下	(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 98 単位加算	98	
32 5055	ろうあ児職業指導員加算3単独				(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49	
32 5056	ろうあ児職業指導員加算4併設	ニ 定員16人以上20人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 73 単位加算	73		
32 5057	ろうあ児職業指導員加算4単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
32 5058	ろうあ児職業指導員加算5併設	ホ 定員21人以上25人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 59 単位加算	59		
32 5059	ろうあ児職業指導員加算5単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
32 5060	ろうあ児職業指導員加算6併設	ヘ 定員26人以上30人以下		(1)当該施設に併設する施設又は当該施設が主たる施設 49 単位加算	49		
32 5061	ろうあ児職業指導員加算6単独			(2)当該施設が単独施設 49 単位加算	49		
32 5062	ろうあ児職業指導員加算7	ト 定員31人以上40人以下		39 単位加算	39		
32 5063	ろうあ児職業指導員加算8	チ 定員41人以上50人以下		29 単位加算	29		
32 5064	ろうあ児職業指導員加算9	リ 定員51人以上60人以下		26 単位加算	26		
32 5065	ろうあ児職業指導員加算10	ヌ 定員61人以上70人以下		23 単位加算	23		
32 5066	ろうあ児職業指導員加算11	ル 定員71人以上80人以下		20 単位加算	20		
32 5067	ろうあ児職業指導員加算12	ヲ 定員81人以上90人以下		17 単位加算	17		
32 5068	ろうあ児職業指導員加算13	ワ 定員91人以上100人以下		14 単位加算	14		
32 5069	ろうあ児職業指導員加算14	カ 定員100人以上110人以下		13 単位加算	13		
32 5070	ろうあ児職業指導員加算15	日 定員111人以上120人以下		12 単位加算	12		
32 5071	ろうあ児職業指導員加算16	ク 定員121人以上130人以下		11 単位加算	11		
32 5072	ろうあ児職業指導員加算17	シ 定員131人以上140人以下		10 単位加算	10		
32 5073	ろうあ児職業指導員加算18	ソ 定員141人以上150人以下		9 単位加算	9		
32 5074	ろうあ児職業指導員加算19	ツ 定員151人以上160人以下		9 単位加算	9		
32 5075	ろうあ児職業指導員加算20	ネ 定員161人以上170人以下		9 単位加算	9		
32 5076	ろうあ児職業指導員加算21	ナ 定員171人以上180人以下		8 単位加算	8		
32 5077	ろうあ児職業指導員加算22	ラ 定員181人以上190人以下		8 単位加算	8		
32 5078	ろうあ児職業指導員加算23	ハ 定員191人以上		8 単位加算	8		
32 5320	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算	重度盲ろうあ児支援加算		イ 重度盲ろうあ児支援加算() 143 単位加算	143		
32 5321	ろうあ児重度盲ろうあ児支援加算		ロ 重度盲ろうあ児支援加算() 171 単位加算	171			
32 5110	ろうあ児重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	111 単位加算	111			
32 5300	ろうあ児幼児加算	幼児加算	78 単位加算	78			
32 5380	ろうあ児入院外泊時加算1	入院・外泊時加算 (3月に限り、1月に12日を限度として所定単位数に代えて算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下 320 単位	320		
32 5381	ろうあ児入院外泊時加算2			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(2)定員61人以上90人以下 288 単位	309	
32 5382	ろうあ児入院外泊時加算3				(3)定員91人以上 252 単位	288	
32 5383	ろうあ児入院外泊時加算4				地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(1)定員60人以下 160 単位	278
32 5384	ろうあ児入院外泊時加算5					(2)定員61人以上90人以下 144 単位	252
32 5385	ろうあ児入院外泊時加算6					(3)定員91人以上 126 単位	243
32 5386	ろうあ児入院外泊時加算7		地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%			(1)定員60人以下 160 単位	160
32 5387	ろうあ児入院外泊時加算8			(2)定員61人以上90人以下 144 単位		154	
32 5388	ろうあ児入院外泊時加算9			(3)定員91人以上 126 単位		144	
32 5389	ろうあ児入院外泊時加算10			地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合 × 96.5%	(1)定員60人以下 160 単位	139	
32 5390	ろうあ児入院外泊時加算11				(2)定員61人以上90人以下 144 単位	126	
32 5391	ろうあ児入院外泊時加算12				(3)定員91人以上 126 単位	122	

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
32 5340	ちゅうあ児入院時特別支援加算 1	入院時特別支援加算 イ 12日を超える入院期間が7日未満	561 単位加算	561 月1回限度
32 5341	ちゅうあ児入院時特別支援加算 2	入院時特別支援加算 ロ 12日を超える入院期間が7日以上	1,122 単位加算	1,122
32 5130	ちゅうあ児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算 (1)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下 24 単位加算	24 1日につき
32 5131	ちゅうあ児栄養管理体制加算 2		(二)定員51人以上60人以下 20 単位加算	20
32 5132	ちゅうあ児栄養管理体制加算 3		(三)定員61人以上70人以下 17 単位加算	17
32 5133	ちゅうあ児栄養管理体制加算 4		(四)定員71人以上80人以下 15 単位加算	15
32 5134	ちゅうあ児栄養管理体制加算 5		(五)定員81人以上90人以下 13 単位加算	13
32 5135	ちゅうあ児栄養管理体制加算 6		(六)定員91人以上100人以下 12 単位加算	12
32 5136	ちゅうあ児栄養管理体制加算 7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算	10
32 5137	ちゅうあ児栄養管理体制加算 8		(八)定員111人以上120人以下 10 単位加算	10
32 5138	ちゅうあ児栄養管理体制加算 9		(九)定員121人以上130人以下 9 単位加算	9
32 5139	ちゅうあ児栄養管理体制加算 10		(十)定員131人以上140人以下 8 単位加算	8
32 5140	ちゅうあ児栄養管理体制加算 11		(十一)定員141人以上150人以下 8 単位加算	8
32 5141	ちゅうあ児栄養管理体制加算 12		(十二)定員151人以上160人以下 7 単位加算	7
32 5142	ちゅうあ児栄養管理体制加算 13		(十三)定員161人以上170人以下 7 単位加算	7
32 5143	ちゅうあ児栄養管理体制加算 14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算	6
32 5144	ちゅうあ児栄養管理体制加算 15		(十五)定員181人以上190人以下 6 単位加算	6
32 5145	ちゅうあ児栄養管理体制加算 16		(十六)定員191人以上 6 単位加算	6
32 5200	ちゅうあ児栄養管理体制加算 1	(2)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下 22 単位加算	22
32 5201	ちゅうあ児栄養管理体制加算 2		(二)定員51人以上60人以下 18 単位加算	18
32 5202	ちゅうあ児栄養管理体制加算 3		(三)定員61人以上70人以下 15 単位加算	15
32 5203	ちゅうあ児栄養管理体制加算 4		(四)定員71人以上80人以下 13 単位加算	13
32 5204	ちゅうあ児栄養管理体制加算 5		(五)定員81人以上90人以下 12 単位加算	12
32 5205	ちゅうあ児栄養管理体制加算 6		(六)定員91人以上100人以下 11 単位加算	11
32 5206	ちゅうあ児栄養管理体制加算 7		(七)定員101人以上110人以下 10 単位加算	10
32 5207	ちゅうあ児栄養管理体制加算 8		(八)定員111人以上120人以下 9 単位加算	9
32 5208	ちゅうあ児栄養管理体制加算 9		(九)定員121人以上130人以下 8 単位加算	8
32 5209	ちゅうあ児栄養管理体制加算 10		(十)定員131人以上140人以下 7 単位加算	7
32 5210	ちゅうあ児栄養管理体制加算 11		(十一)定員141人以上150人以下 7 単位加算	7
32 5211	ちゅうあ児栄養管理体制加算 12		(十二)定員151人以上160人以下 6 単位加算	6
32 5212	ちゅうあ児栄養管理体制加算 13		(十三)定員161人以上170人以下 6 単位加算	6
32 5213	ちゅうあ児栄養管理体制加算 14		(十四)定員171人以上180人以下 6 単位加算	6
32 5214	ちゅうあ児栄養管理体制加算 15		(十五)定員181人以上190人以下 5 単位加算	5
32 5215	ちゅうあ児栄養管理体制加算 16		(十六)定員191人以上 5 単位加算	5
32 5250	ちゅうあ児栄養管理体制加算 1	(3)栄養管理体制加算()	(一)定員41人以上50人以下 12 単位加算	12
32 5251	ちゅうあ児栄養管理体制加算 2		(二)定員51人以上60人以下 10 単位加算	10
32 5252	ちゅうあ児栄養管理体制加算 3		(三)定員61人以上70人以下 8 単位加算	8
32 5253	ちゅうあ児栄養管理体制加算 4		(四)定員71人以上80人以下 7 単位加算	7
32 5254	ちゅうあ児栄養管理体制加算 5		(五)定員81人以上90人以下 6 単位加算	6
32 5255	ちゅうあ児栄養管理体制加算 6		(六)定員91人以上100人以下 6 単位加算	6
32 5256	ちゅうあ児栄養管理体制加算 7		(七)定員101人以上110人以下 5 単位加算	5
32 5257	ちゅうあ児栄養管理体制加算 8		(八)定員111人以上120人以下 5 単位加算	5
32 5258	ちゅうあ児栄養管理体制加算 9		(九)定員121人以上130人以下 4 単位加算	4
32 5259	ちゅうあ児栄養管理体制加算 10		(十)定員131人以上140人以下 4 単位加算	4
32 5260	ちゅうあ児栄養管理体制加算 11		(十一)定員141人以上150人以下 4 単位加算	4
32 5261	ちゅうあ児栄養管理体制加算 12		(十二)定員151人以上160人以下 3 単位加算	3
32 5262	ちゅうあ児栄養管理体制加算 13		(十三)定員161人以上170人以下 3 単位加算	3
32 5263	ちゅうあ児栄養管理体制加算 14		(十四)定員171人以上180人以下 3 単位加算	3
32 5264	ちゅうあ児栄養管理体制加算 15		(十五)定員181人以上190人以下 3 単位加算	3
32 5265	ちゅうあ児栄養管理体制加算 16		(十六)定員191人以上 3 単位加算	3
32 5990	ちゅうあ児激変緩和加算	激変緩和加算		
32 9990	ちゅうあ児激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位数			
種類	項目									
32	8111	ろうあ児1併設・定超	ロ 指定する ろうあ児施設 の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 534 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	374	1日につき	
32	8112	ろうあ児1併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	361		
32	8113	ろうあ児1単独・定超		(2)定員 6人以上 9人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	421	利用定員 の数が 利用定員 を超える 場合	
32	8114	ろうあ児1単独・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	407		
32	8121	ろうあ児2併設・定超		(3)定員10人	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 442 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	309	× 70%	
32	8122	ろうあ児2併設・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	1,240 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	299		
32	8123	ろうあ児2単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	421		
32	8124	ろうあ児2単独・地公体・定超		(4)定員 11人以上 15人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 379 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	407		
32	8131	ろうあ児3併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	923 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	265		
32	8132	ろうあ児3併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	256		
32	8133	ろうあ児3本体・定超		(5)定員 16人以上 20人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 366 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	646		
32	8134	ろうあ児3本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	775 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	624		
32	8135	ろうあ児3単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	421		
32	8136	ろうあ児3単独・地公体・定超		(6)定員 21人以上 25人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 348 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	407		
32	8141	ろうあ児4併設・定超		(二)当該施設が主たる施設	675 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	244		
32	8142	ろうあ児4併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	235		
32	8143	ろうあ児4本体・定超		(7)定員 26人以上 30人以下	(一)当該施設に併設する 施設が主たる施設 336 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	473		
32	8144	ろうあ児4本体・地公体・定超		(二)当該施設が主たる施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	456		
32	8145	ろうあ児4単独・定超		(三)当該施設が単独施設	602 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	421		
32	8146	ろうあ児4単独・地公体・定超		(8)定員 31人以上 40人以下	(一)当該施設が主たる施設	540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	407	
32	8151	ろうあ児5併設・定超		(二)当該施設が単独施設	540 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	378		
32	8152	ろうあ児5併設・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	477 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	365		
32	8153	ろうあ児5本体・定超		(9)定員 41人以上 50人以下	(一)当該施設が主たる施設	463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	334	
32	8154	ろうあ児5本体・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	322		
32	8155	ろうあ児5単独・定超		(三)当該施設が単独施設	463 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	334		
32	8156	ろうあ児5単独・地公体・定超		(10)定員 51人以上 60人以下	(一)当該施設が主たる施設	449 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	322	
32	8161	ろうあ児6併設・定超		(二)当該施設が単独施設	449 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	324		
32	8162	ろうあ児6併設・地公体・定超		(11)定員 61人以上 70人以下	(一)当該施設が主たる施設	434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	314	
32	8163	ろうあ児6本体・定超		(二)当該施設が単独施設	434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	303		
32	8164	ろうあ児6本体・地公体・定超		(三)当該施設が単独施設	434 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	314		
32	8165	ろうあ児6単独・定超		(12)定員 71人以上 80人以下	(一)当該施設が主たる施設	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	303	
32	8166	ろうあ児6単独・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	293		
32	8171	ろうあ児7併設・定超		(13)定員 81人以上 90人以下	(一)当該施設が主たる施設	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	304	
32	8172	ろうあ児7併設・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	419 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	293		
32	8173	ろうあ児7本体・定超		(14)定員 91人以上	(一)当該施設が主たる施設	404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	293	
32	8174	ろうあ児7本体・地公体・定超		(二)当該施設が単独施設	404 単位	地方公共団体が設置する指定ろうあ児施設の場合	× 96.5%	283		
32	8175	ろうあ児7単独・定超						283		
32	8176	ろうあ児7単独・地公体・定超						273		
32	8181	ろうあ児8本体・定超						283		
32	8182	ろうあ児8本体・地公体・定超						273		
32	8183	ろうあ児8単独・定超						283		
32	8184	ろうあ児8単独・地公体・定超						273		
32	8191	ろうあ児9本体・定超						283		
32	8192	ろうあ児9本体・地公体・定超						273		
32	8193	ろうあ児9単独・定超						283		
32	8194	ろうあ児9単独・地公体・定超						273		
32	8201	ろうあ児10本体・定超						283		
32	8202	ろうあ児10本体・地公体・定超						273		
32	8203	ろうあ児10単独・定超						283		
32	8204	ろうあ児10単独・地公体・定超						273		
32	8211	ろうあ児11本体・定超						283		
32	8212	ろうあ児11本体・地公体・定超						273		
32	8213	ろうあ児11単独・定超						283		
32	8214	ろうあ児11単独・地公体・定超						273		
32	8221	ろうあ児12本体・定超						283		
32	8222	ろうあ児12本体・地公体・定超						273		
32	8223	ろうあ児12単独・定超						283		
32	8224	ろうあ児12単独・地公体・定超						273		
32	8231	ろうあ児13本体・定超						283		
32	8232	ろうあ児13本体・地公体・定超						273		
32	8233	ろうあ児13単独・定超						283		
32	8234	ろうあ児13単独・地公体・定超						273		
32	8241	ろうあ児14本体・定超						283		
32	8242	ろうあ児14本体・地公体・定超						273		
32	8243	ろうあ児14単独・定超						283		
32	8244	ろうあ児14単独・地公体・定超						273		

7 難聴幼児通園施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
33 1111	難聴幼児1	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下	975	1日につき	
33 1112	難聴幼児1・地公体		975 単位	× 96.5%		941
33 1121	難聴幼児2		(二)定員31人以上40人以下	896 単位		× 96.5%
33 1122	難聴幼児2・地公体					
33 1131	難聴幼児3		(三)定員41人以上	817 単位	817	
33 1132	難聴幼児3・地公体			× 96.5%	788	
33 1211	難聴幼児4	知的障害児の場合	(一)定員30人以下	634 単位	634	
33 1212	難聴幼児4・地公体		634 単位	× 96.5%	612	
33 1221	難聴幼児5		(二)定員31人以上40人以下	581 単位	× 96.5%	561
33 1222	難聴幼児5・地公体				× 96.5%	526
33 1231	難聴幼児6		(三)定員41人以上50人以下	526 単位	× 96.5%	508
33 1232	難聴幼児6・地公体				× 96.5%	475
33 1241	難聴幼児7		(四)定員51人以上60人以下	475 単位	× 96.5%	458
33 1242	難聴幼児7・地公体				× 96.5%	456
33 1251	難聴幼児8		(五)定員61人以上70人以下	456 単位	× 96.5%	440
33 1252	難聴幼児8・地公体				× 96.5%	437
33 1261	難聴幼児9		(六)定員71人以上80人以下	437 単位	× 96.5%	422
33 1262	難聴幼児9・地公体				× 96.5%	417
33 1271	難聴幼児10		(七)定員81人以上	417 単位	× 96.5%	402
33 1272	難聴幼児10・地公体				× 96.5%	634
33 1311	難聴幼児11		肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下	634 単位	634
33 1312	難聴幼児11・地公体			634 単位	× 96.5%	612
33 1321	難聴幼児12			(二)定員31人以上40人以下	581 単位	× 96.5%
33 1322	難聴幼児12・地公体				× 96.5%	526
33 1331	難聴幼児13	(三)定員41人以上50人以下		526 単位	× 96.5%	508
33 1332	難聴幼児13・地公体				× 96.5%	475
33 1341	難聴幼児14	(四)定員51人以上60人以下		475 単位	× 96.5%	458
33 1342	難聴幼児14・地公体				× 96.5%	456
33 1351	難聴幼児15	(五)定員61人以上70人以下		456 単位	× 96.5%	440
33 1352	難聴幼児15・地公体				× 96.5%	437
33 1361	難聴幼児16	(六)定員71人以上80人以下		437 単位	× 96.5%	422
33 1362	難聴幼児16・地公体				× 96.5%	417
33 1371	難聴幼児17	(七)定員81人以上		417 単位	× 96.5%	402
33 1372	難聴幼児17・地公体				× 96.5%	253
33 5300	難聴幼児幼児加算	幼児加算 (知的障害児及び肢体不自由児の場合のみ対象)			253 単位加算	253
33 5350	難聴幼児家庭連携加算1	家庭連携加算		(1)1時間未満	187 単位加算	187
33 5351	難聴幼児家庭連携加算2			(2)1時間以上	280 単位加算	280
33 5360	難聴幼児訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
33 5361	難聴幼児訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
33 5310	難聴幼児食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算 ()	42 単位加算	42	
33 5311	難聴幼児食事提供加算		ロ 食事提供加算 ()	58 単位加算	58	
33 5370	難聴幼児利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
33 5130	難聴幼児栄養管理体制加算 1	栄養管理体制加算	(1)栄養管理体制加算 ()	(一)定員41人以上50人以下	30 単位加算	
33 5131	難聴幼児栄養管理体制加算 2		(二)定員51人以上60人以下	25 単位加算	25	
33 5132	難聴幼児栄養管理体制加算 3		(三)定員61人以上70人以下	21 単位加算	21	
33 5133	難聴幼児栄養管理体制加算 4		(四)定員71人以上80人以下	19 単位加算	19	
33 5134	難聴幼児栄養管理体制加算 5		(五)定員81人以上90人以下	16 単位加算	16	
33 5135	難聴幼児栄養管理体制加算 6		(六)定員91人以上100人以下	15 単位加算	15	
33 5136	難聴幼児栄養管理体制加算 7		(七)定員101人以上110人以下	13 単位加算	13	
33 5137	難聴幼児栄養管理体制加算 8		(八)定員111人以上120人以下	12 単位加算	12	
33 5138	難聴幼児栄養管理体制加算 9		(九)定員121人以上130人以下	11 単位加算	11	
33 5139	難聴幼児栄養管理体制加算 10		(十)定員131人以上140人以下	10 単位加算	10	
33 5140	難聴幼児栄養管理体制加算 11		(十一)定員141人以上150人以下	10 単位加算	10	
33 5141	難聴幼児栄養管理体制加算 12		(十二)定員151人以上160人以下	9 単位加算	9	
33 5142	難聴幼児栄養管理体制加算 13		(十三)定員161人以上170人以下	8 単位加算	8	
33 5143	難聴幼児栄養管理体制加算 14		(十四)定員171人以上180人以下	8 単位加算	8	
33 5144	難聴幼児栄養管理体制加算 15		(十五)定員181人以上190人以下	8 単位加算	8	
33 5145	難聴幼児栄養管理体制加算 16		(十六)定員191人以上	7 単位加算	7	
33 5200	難聴幼児栄養管理体制加算 1		(2)栄養管理体制加算 ()	(一)定員41人以上50人以下	16 単位加算	16
33 5201	難聴幼児栄養管理体制加算 2			(二)定員51人以上60人以下	13 単位加算	13
33 5202	難聴幼児栄養管理体制加算 3			(三)定員61人以上70人以下	11 単位加算	11
33 5203	難聴幼児栄養管理体制加算 4			(四)定員71人以上80人以下	10 単位加算	10
33 5204	難聴幼児栄養管理体制加算 5			(五)定員81人以上90人以下	9 単位加算	9
33 5205	難聴幼児栄養管理体制加算 6			(六)定員91人以上100人以下	8 単位加算	8
33 5206	難聴幼児栄養管理体制加算 7			(七)定員101人以上110人以下	7 単位加算	7
33 5207	難聴幼児栄養管理体制加算 8			(八)定員111人以上120人以下	6 単位加算	6
33 5208	難聴幼児栄養管理体制加算 9			(九)定員121人以上130人以下	6 単位加算	6
33 5209	難聴幼児栄養管理体制加算 10			(十)定員131人以上140人以下	5 単位加算	5
33 5210	難聴幼児栄養管理体制加算 11			(十一)定員141人以上150人以下	5 単位加算	5
33 5211	難聴幼児栄養管理体制加算 12			(十二)定員151人以上160人以下	5 単位加算	5
33 5212	難聴幼児栄養管理体制加算 13			(十三)定員161人以上170人以下	4 単位加算	4
33 5213	難聴幼児栄養管理体制加算 14			(十四)定員171人以上180人以下	4 単位加算	4
33 5214	難聴幼児栄養管理体制加算 15			(十五)定員181人以上190人以下	4 単位加算	4
33 5215	難聴幼児栄養管理体制加算 16			(十六)定員191人以上	4 単位加算	4
33 5990	難聴幼児激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
33 9990	難聴幼児激変緩和加算 (特別)	激変緩和加算 (特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
33	8111	難聴幼児1・定超	難聴幼児の場合	(一)定員30人以下		利用定員の数が利用定員を超える場合 × 70%	683
33	8112	難聴幼児1・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		659
33	8121	難聴幼児2・定超		(二)定員31人以上40人以下			627
33	8122	難聴幼児2・地公体・定超			896 単位		地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%
33	8131	難聴幼児3・定超		(三)定員41人以上			572
33	8132	難聴幼児3・地公体・定超		817 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%		552
33	8211	難聴幼児4・定超	知的障害児の場合	(一)定員30人以下		444	
33	8212	難聴幼児4・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	428	
33	8221	難聴幼児5・定超		(二)定員31人以上40人以下		407	
33	8222	難聴幼児5・地公体・定超			581 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	393
33	8231	難聴幼児6・定超		(三)定員41人以上50人以下		368	
33	8232	難聴幼児6・地公体・定超			526 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	356
33	8241	難聴幼児7・定超		(四)定員51人以上60人以下		333	
33	8242	難聴幼児7・地公体・定超			475 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	321
33	8251	難聴幼児8・定超		(五)定員61人以上70人以下		319	
33	8252	難聴幼児8・地公体・定超			456 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	308
33	8261	難聴幼児9・定超		(六)定員71人以上80人以下		306	
33	8262	難聴幼児9・地公体・定超			437 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	295
33	8271	難聴幼児10・定超		(七)定員81人以上		292	
33	8272	難聴幼児10・地公体・定超			417 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	281
33	8311	難聴幼児11・定超	肢体不自由児の場合	(一)定員30人以下		444	
33	8312	難聴幼児11・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	428	
33	8321	難聴幼児12・定超		(二)定員31人以上40人以下		407	
33	8322	難聴幼児12・地公体・定超			581 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	393
33	8331	難聴幼児13・定超		(三)定員41人以上50人以下		368	
33	8332	難聴幼児13・地公体・定超			526 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	356
33	8341	難聴幼児14・定超		(四)定員51人以上60人以下		333	
33	8342	難聴幼児14・地公体・定超			475 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	321
33	8351	難聴幼児15・定超		(五)定員61人以上70人以下		319	
33	8352	難聴幼児15・地公体・定超			456 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	308
33	8361	難聴幼児16・定超		(六)定員71人以上80人以下		306	
33	8362	難聴幼児16・地公体・定超			437 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	295
33	8371	難聴幼児17・定超		(七)定員81人以上		292	
33	8372	難聴幼児17・地公体・定超			417 単位	地方公共団体が設置する指定難聴幼児通園施設の場合 × 96.5%	281

8 肢体不自由児施設(入所)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
41	1111	肢体入所	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		136	1日につき	
41	1112	肢体入所・地公体	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	$\times 96.5\%$		131
41	5330	肢体入所乳幼児加算	乳幼児加算		70 単位加算		70
41	5320	肢体入所重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算		198
41	5110	肢体入所重度重複障害児加算	重度重複障害児加算		111 単位加算		111
41	5990	肢体入所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算		
41	9990	肢体入所激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
41	8111	肢体入所・定超	イ 指定肢体不自由児施設(入所)の場合		利用定員の数が利用定員を	95
41	8112	肢体入所・地公体・定超	136 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	$\times 96.5\%$ 超える場合 $\times 70\%$	92

9 肢体不自由児施設(通所)給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
42 1111	肢体通所1	肢体不自由児の場合		303	1日につき	
42 1112	肢体通所1・地公体	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	292	
42 1211	肢体通所2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		634	
42 1212	肢体通所2・地公体		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	612
42 1221	肢体通所3		(2)定員31人以上40人以下		581	
42 1222	肢体通所3・地公体		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	561
42 1231	肢体通所4		(3)定員41人以上50人以下		526	
42 1232	肢体通所4・地公体		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	508
42 1241	肢体通所5		(4)定員51人以上60人以下		475	
42 1242	肢体通所5・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	458
42 1251	肢体通所6		(5)定員61人以上70人以下		456	
42 1252	肢体通所6・地公体		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	440
42 1261	肢体通所7		(6)定員71人以上80人以下		437	
42 1262	肢体通所7・地公体		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	422
42 1271	肢体通所8		(7)定員81人以上		417	
42 1272	肢体通所8・地公体		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	402
42 1311	肢体通所9	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		975	
42 1312	肢体通所9・地公体		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	941
42 1321	肢体通所10		(2)定員31人以上40人以下		896	
42 1322	肢体通所10・地公体		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	865
42 1331	肢体通所11		(3)定員41人以上		817	
42 1332	肢体通所11・地公体	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	788	
42 5300	肢体通所幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		253 単位加算	253	
42 5350	肢体通所家庭運搬加算1	家庭運搬加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
42 5351	肢体通所家庭運搬加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
42 5360	肢体通所訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
42 5361	肢体通所訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
42 5310	肢体通所食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算 ()	42 単位加算	42	
42 5311	肢体通所食事提供加算		ロ 食事提供加算 ()	58 単位加算	58	
42 5370	肢体通所利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
42 5990	肢体通所激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	1日につき	
42 9990	肢体通所激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
42 8111	肢体通所1・定超	肢体不自由児の場合		212	1日につき	
42 8112	肢体通所1・地公体・定超	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	204	
42 8211	肢体通所2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444	
42 8212	肢体通所2・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	428
42 8221	肢体通所3・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
42 8222	肢体通所3・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	393
42 8231	肢体通所4・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
42 8232	肢体通所4・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	366
42 8241	肢体通所5・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
42 8242	肢体通所5・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	321
42 8251	肢体通所6・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
42 8252	肢体通所6・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	308
42 8261	肢体通所7・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
42 8262	肢体通所7・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	295
42 8271	肢体通所8・定超		(7)定員81人以上		292	
42 8272	肢体通所8・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	281
42 8311	肢体通所9・定超	難聴幼児の場合	(1)定員30人以下		683	
42 8312	肢体通所9・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	659
42 8321	肢体通所10・定超		(2)定員31人以上40人以下		627	
42 8322	肢体通所10・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	606
42 8331	肢体通所11・定超		(3)定員41人以上		572	
42 8332	肢体通所11・地公体・定超	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設の場合	× 96.5%	552	

10 肢体不自由児療護施設給付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
43 1111	肢体療護1	八 指定 肢体不 自由児療 護施設 の場合	(1)定員50人以下		699	
43 1112	肢体療護1・地公体		699 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	
43 1121	肢体療護2		(2)定員51人以上60人以下		690	
43 1122	肢体療護2・地公体		690 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	
43 1131	肢体療護3		(3)定員61人以上70人以下		678	
43 1132	肢体療護3・地公体		678 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	
43 1141	肢体療護4		(4)定員71人以上		665	
43 1142	肢体療護4・地公体		665 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	
43 5320	肢体療護重度肢体不自由児支援加算		重度肢体不自由児支援加算		198 単位加算	
43 5110	肢体療護重度重複障害児加算		重度重複障害児加算		111 単位加算	
43 5380	肢体療護入院外泊時加算1	入院・外 泊時加算 (3月に 限り、1 月に12 日を限度 として所 定単位数 に代えて 算定)	イ 8日目まで	(1)定員60人以下		
43 5381	肢体療護入院外泊時加算2			320 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5382	肢体療護入院外泊時加算3			(2)定員61人以上90人以下		
43 5383	肢体療護入院外泊時加算4			288 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5384	肢体療護入院外泊時加算5			(3)定員91人以上		
43 5385	肢体療護入院外泊時加算6			252 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5386	肢体療護入院外泊時加算7		ロ 9日目から12日目まで	(1)定員60人以下		
43 5387	肢体療護入院外泊時加算8			160 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5388	肢体療護入院外泊時加算9			(2)定員61人以上90人以下		
43 5389	肢体療護入院外泊時加算10			144 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5390	肢体療護入院外泊時加算11			(3)定員91人以上		
43 5391	肢体療護入院外泊時加算12			126 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%
43 5340	肢体療護入院時特別支援加算1	入院時特別支援加算	イ 12日を超える入院期間で7日未満			
43 5341	肢体療護入院時特別支援加算2		ロ 12日を超える入院期間で7日以上			
43 5130	肢体療護栄養管理体制加算 1	栄養管理 体制加算	イ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	24 単位加算	
43 5131	肢体療護栄養管理体制加算 2			(2)定員51人以上60人以下	20 単位加算	
43 5132	肢体療護栄養管理体制加算 3			(3)定員61人以上70人以下	17 単位加算	
43 5133	肢体療護栄養管理体制加算 4			(4)定員71人以上80人以下	15 単位加算	
43 5134	肢体療護栄養管理体制加算 5			(5)定員81人以上90人以下	13 単位加算	
43 5135	肢体療護栄養管理体制加算 6			(6)定員91人以上100人以下	12 単位加算	
43 5136	肢体療護栄養管理体制加算 7			(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	
43 5137	肢体療護栄養管理体制加算 8			(8)定員111人以上120人以下	10 単位加算	
43 5138	肢体療護栄養管理体制加算 9			(9)定員121人以上130人以下	9 単位加算	
43 5139	肢体療護栄養管理体制加算 10			(10)定員131人以上140人以下	8 単位加算	
43 5140	肢体療護栄養管理体制加算 11			(11)定員141人以上150人以下	8 単位加算	
43 5141	肢体療護栄養管理体制加算 12			(12)定員151人以上160人以下	7 単位加算	
43 5142	肢体療護栄養管理体制加算 13			(13)定員161人以上170人以下	7 単位加算	
43 5143	肢体療護栄養管理体制加算 14			(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	
43 5144	肢体療護栄養管理体制加算 15			(15)定員181人以上190人以下	6 単位加算	
43 5145	肢体療護栄養管理体制加算 16			(16)定員191人以上	6 単位加算	
43 5200	肢体療護栄養管理体制加算 1		ロ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	22 単位加算	
43 5201	肢体療護栄養管理体制加算 2			(2)定員51人以上60人以下	18 単位加算	
43 5202	肢体療護栄養管理体制加算 3			(3)定員61人以上70人以下	15 単位加算	
43 5203	肢体療護栄養管理体制加算 4			(4)定員71人以上80人以下	13 単位加算	
43 5204	肢体療護栄養管理体制加算 5			(5)定員81人以上90人以下	12 単位加算	
43 5205	肢体療護栄養管理体制加算 6			(6)定員91人以上100人以下	11 単位加算	
43 5206	肢体療護栄養管理体制加算 7			(7)定員101人以上110人以下	10 単位加算	
43 5207	肢体療護栄養管理体制加算 8			(8)定員111人以上120人以下	9 単位加算	
43 5208	肢体療護栄養管理体制加算 9			(9)定員121人以上130人以下	8 単位加算	
43 5209	肢体療護栄養管理体制加算 10			(10)定員131人以上140人以下	7 単位加算	
43 5210	肢体療護栄養管理体制加算 11			(11)定員141人以上150人以下	7 単位加算	
43 5211	肢体療護栄養管理体制加算 12			(12)定員151人以上160人以下	6 単位加算	
43 5212	肢体療護栄養管理体制加算 13			(13)定員161人以上170人以下	6 単位加算	
43 5213	肢体療護栄養管理体制加算 14			(14)定員171人以上180人以下	6 単位加算	
43 5214	肢体療護栄養管理体制加算 15			(15)定員181人以上190人以下	5 単位加算	
43 5215	肢体療護栄養管理体制加算 16			(16)定員191人以上	5 単位加算	
43 5250	肢体療護栄養管理体制加算 1	ハ 栄養管理体制加算()	(1)定員41人以上50人以下	12 単位加算		
43 5251	肢体療護栄養管理体制加算 2		(2)定員51人以上60人以下	10 単位加算		
43 5252	肢体療護栄養管理体制加算 3		(3)定員61人以上70人以下	8 単位加算		
43 5253	肢体療護栄養管理体制加算 4		(4)定員71人以上80人以下	7 単位加算		
43 5254	肢体療護栄養管理体制加算 5		(5)定員81人以上90人以下	6 単位加算		
43 5255	肢体療護栄養管理体制加算 6		(6)定員91人以上100人以下	6 単位加算		
43 5256	肢体療護栄養管理体制加算 7		(7)定員101人以上110人以下	5 単位加算		
43 5257	肢体療護栄養管理体制加算 8		(8)定員111人以上120人以下	5 単位加算		
43 5258	肢体療護栄養管理体制加算 9		(9)定員121人以上130人以下	4 単位加算		
43 5259	肢体療護栄養管理体制加算 10		(10)定員131人以上140人以下	4 単位加算		
43 5260	肢体療護栄養管理体制加算 11		(11)定員141人以上150人以下	4 単位加算		
43 5261	肢体療護栄養管理体制加算 12		(12)定員151人以上160人以下	3 単位加算		
43 5262	肢体療護栄養管理体制加算 13		(13)定員161人以上170人以下	3 単位加算		
43 5263	肢体療護栄養管理体制加算 14		(14)定員171人以上180人以下	3 単位加算		
43 5264	肢体療護栄養管理体制加算 15		(15)定員181人以上190人以下	3 単位加算		
43 5265	肢体療護栄養管理体制加算 16		(16)定員191人以上	3 単位加算		
43 9990	肢体療護遊安緩和加算		遊安緩和加算		単位加算	
43 9990	肢体療護遊安緩和加算(特対)		遊安緩和加算(特別対策)		単位加算	

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
43 8111	肢体療護1・定超	八 指定 肢体不 自由児療 護施設 の場合	(1)定員50人以下		489	
43 8112	肢体療護1・地公体・定超		699 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	473
43 8121	肢体療護2・定超		(2)定員51人以上60人以下			
43 8122	肢体療護2・地公体・定超		690 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	466
43 8131	肢体療護3・定超		(3)定員61人以上70人以下			
43 8132	肢体療護3・地公体・定超		678 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	475
43 8141	肢体療護4・定超		(4)定員71人以上			
43 8142	肢体療護4・地公体・定超		665 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療護施設の場合	× 96.5%	458
				× 70%	466	
					449	

11 肢体不自由児通園施設付サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
44	1111 肢体通園1	肢体不自由児の場合		303	1日につき	
44	1112 肢体通園1・地公体	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	292	
44	1211 肢体通園2	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		634	
44	1212 肢体通園2・地公体		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	612
44	1221 肢体通園3		(2)定員31人以上40人以下		581	
44	1222 肢体通園3・地公体		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	561
44	1231 肢体通園4		(3)定員41人以上50人以下		526	
44	1232 肢体通園4・地公体		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	508
44	1241 肢体通園5		(4)定員51人以上60人以下		475	
44	1242 肢体通園5・地公体		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	458
44	1251 肢体通園6		(5)定員61人以上70人以下		456	
44	1252 肢体通園6・地公体		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	440
44	1261 肢体通園7		(6)定員71人以上80人以下		437	
44	1262 肢体通園7・地公体		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	422
44	1271 肢体通園8		(7)定員81人以上		417	
44	1272 肢体通園8・地公体		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	402
44	1311 肢体通園9	雑種幼児の場合	(1)定員30人以下		975	
44	1312 肢体通園9・地公体		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	941
44	1321 肢体通園10		(2)定員31人以上40人以下		896	
44	1322 肢体通園10・地公体		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	865
44	1331 肢体通園11		(3)定員41人以上		817	
44	1332 肢体通園11・地公体	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	788	
44	5300 肢体通園幼児加算	幼児加算 (知的障害児の場合のみ対象)		253 単位加算	253	
44	5350 肢体通園家庭運搬加算1	家庭運搬加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
44	5351 肢体通園家庭運搬加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
44	5360 肢体通園訪問支援特別加算1	訪問支援特別加算	(1)1時間未満	187 単位加算	187	
44	5361 肢体通園訪問支援特別加算2		(2)1時間以上	280 単位加算	280	
44	5310 肢体通園食事提供加算	食事提供加算	イ 食事提供加算 ()	42 単位加算	42	
44	5311 肢体通園食事提供加算		ロ 食事提供加算 ()	58 単位加算	58	
44	5370 肢体通園利用者負担上限額管理加算	利用者負担上限額管理加算		150 単位加算	150	
44	5990 肢体通園激変緩和加算	激変緩和加算		単位加算	1日につき	
44	9990 肢体通園激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)		単位加算		

(定員超過)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
44	8111 肢体通園1・定超	肢体不自由児の場合		212	1日につき	
44	8112 肢体通園1・地公体・定超	303 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	204	
44	8211 肢体通園2・定超	知的障害児の場合	(1)定員30人以下		444	
44	8212 肢体通園2・地公体・定超		634 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	428
44	8221 肢体通園3・定超		(2)定員31人以上40人以下		407	
44	8222 肢体通園3・地公体・定超		581 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	393
44	8231 肢体通園4・定超		(3)定員41人以上50人以下		368	
44	8232 肢体通園4・地公体・定超		526 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	366
44	8241 肢体通園5・定超		(4)定員51人以上60人以下		333	
44	8242 肢体通園5・地公体・定超		475 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	321
44	8251 肢体通園6・定超		(5)定員61人以上70人以下		319	
44	8252 肢体通園6・地公体・定超		456 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	308
44	8261 肢体通園7・定超		(6)定員71人以上80人以下		306	
44	8262 肢体通園7・地公体・定超		437 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	295
44	8271 肢体通園8・定超		(7)定員81人以上		292	
44	8272 肢体通園8・地公体・定超		417 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	281
44	8311 肢体通園9・定超	雑種幼児の場合	(1)定員30人以下		683	
44	8312 肢体通園9・地公体・定超		975 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	659
44	8321 肢体通園10・定超		(2)定員31人以上40人以下		627	
44	8322 肢体通園10・地公体・定超		896 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	606
44	8331 肢体通園11・定超		(3)定員41人以上		572	
44	8332 肢体通園11・地公体・定超	817 単位	地方公共団体が設置する指定肢体不自由児通園施設の場合	× 96.5%	552	

12 指定医療機関(肢体不自由児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
45	1111	肢体医療	□ 指定医療機関(肢体不自由児)の場合	111 単位	111
45	5330	肢体医療乳幼児加算	乳幼児加算	70 単位加算	70
45	5320	肢体医療重度肢体不自由児支援加算	重度肢体不自由児支援加算	198 単位加算	198
45	5110	肢体医療重度重複障害児加算	重度重複障害児加算	111 単位加算	111
45	5990	肢体医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算	

13 重症心身障害児施設給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	1111	重心障害児	重症心身障害児施設		862	1日につき
51	1112	重心障害児・地公体	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5%	832	
51	5990	重心障害児激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算		
51	9990	重心障害児激変緩和加算(特対)	激変緩和加算(特別対策)	単位加算		

(定員超過)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
51	8111	重心障害児・定超	重症心身障害児施設	利用定員の数が利用定員を超える場合	603	1日につき
51	8112	重心障害児・地公体・定超	862 単位	地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合 × 96.5% × 70%	582	

14 指定医療機関(重症心身障害児)給付サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
52	1111	重心障害児医療	指定医療機関(重症心身障害児)	862 単位	862
52	5990	重心障害児医療激変緩和加算	激変緩和加算	単位加算	1日につき